

構造改革特別区域計画

1．構造改革特別区域計画の作成主体の名称

名張市

2．構造改革特別区域の名称

名張市企業立地促進特区

3．構造改革特別区域の範囲

名張市の区域の一部（滝之原工業団地）

4．構造改革特別区域の特性

名張市は、三重県の西部、伊賀盆地の南西部に位置し、豊かな水と緑に恵まれ、農林業を中心とした田園都市であったが、鉄道利用で大阪まで約1時間というアクセス条件に恵まれていることから、昭和40年代以降より関西圏の住宅地として開発が進み、人口が急増してきた。しかし人口の急激な伸びに比較して就労場所の確保等産業振興は遅れ気味で、就業者40,030人(平成12年度国勢調査)の内、42.5%(17,034人：平成12年度国勢調査)が市外で就業している等、市内産業の活性化と市民の就労場所の確保が本市の大きな課題となっている。この対策として、市内産業の振興と就業場所の確保を目的に「滝之原工業団地」を造成し、企業誘致を図っているが、厳しい経済情勢から企業誘致は遅々として進んでいない。

当該区域は、本市の東部に位置し、名阪国道を利用すると関西方面へは約1時間20分、名古屋方面へは約1時間30分でアクセスが可能であり、鉄道においても近鉄大阪線で大阪中心部へ1時間強の距離にある。また工業団地内の道路、公園等の施設は市所有であり、工業団地としての周辺環境は整っている。この適地を企業誘致にあたっては、賃貸制度を設けることによって、企業としての初期投資に係る選択肢を増やし、ニーズに対応しやすくすることで立地が促進され、停滞している地域経済の活性化と雇用の確保が図れるものとする。

5．構造改革特別区域計画の意義

日本企業の製造拠点がアジア各地に進出する中で、地方の都市である名張市が企業誘致に成功するには、企業から見た魅力的な条件が必要である。

当市においても、「新しい名張市総合計画」において、「都市産業の振興」として「新しい時代に適応する企業の誘致」をうたっており、その積極策として平成15

年1月「名張市企業立地奨励金制度」を設け、何とか誘致をとということで取り組んでいる。しかし、長引く不況と国内への投資手控えから、功を奏していないのが現状である。更に、ゼネコン及び金融機関からの情報収集において、製造業については、現在の施設用地のニーズは1,000㎡から5,000㎡程度であり、本工業団地のように規模の大きい用地については、製造業でのニーズは少なく、運送業等の誘致への転換を検討すべきであるが、当該業種においては賃貸が主流となっているとの情報を得ている。

このような現状を踏まえ、構造改革特別区域計画の承認に基づき賃貸を可能にすることが、企業誘致の促進を図る上で重要な手法であると考えられる。そのため特区計画の承認により事業用借地権制度を設け、企業の初期投資抑制を図るとともに、受け入れ業種の拡大を図ることで、立地手法の選択肢を増やし、企業誘致の促進を図るとともに、地域経済の活性化と雇用の拡大を推進していくものである。

6. 構造改革特別区域計画の目標

〔名張市における新たな産業拠点の形成〕

企業誘致においては、製造業の海外進出など国内産業の空洞化及び経済の停滞により、進捗を図ることは困難になってきている。そのため、企業の選択肢を広めるべく土地の賃貸制度を設け、企業の初期投資を軽減することによって、企業誘致の促進を図るとともに、企業誘致にあたっては製造業・流通業はもとより育苗プラント施設等の新たな生産部門も視野に入れ、賃貸制度と立地奨励金制度も活かしながら、早期に全区画への立地を実現し、滝之原工業団地を名実ともに名張市の新たな産業拠点として形成することによって、地域経済の活性化と雇用の場確保の実現を目指すものである。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

現在3区画とも未利用となっているが、賃貸制度も活かして立地を実現することによって、市民の就労機会が増大するとともに、建設・運輸等の既存の市内企業への経済効果が見込まれる。立地にあたっては、地元雇用要件等を立地時の協定に盛り込み、市民の就業機会増大を確かなものとしたしたい。

平成16年度においては、構造改革特区計画による賃貸制度を活かして、水稻をはじめとした苗を生産する育苗プラント施設の立地を推進し、田園都市という特性を活かした産業基盤の整備と雇用の場の創出を図る。

〔平成16年度 進出予定企業〕

	賃貸予定面積	見込年間売上額	雇用予定人数
A	30,614㎡	100,000千円	30人
計	30,614㎡	100,000千円	30人

また、現時点では確定はしていないが、検討段階にある企業が2社あり、うち2

号用地について協議中の1社については賃貸借が可能なら前向きに検討するとの回答を得ていることから、構造改革特別区域計画認定後速やかに「将来的な用地取得時の優遇も含めた形での賃貸借による企業立地の提案」を行い、トップセールスを行なうなど、平成17年度末には立地協定を締結できるよう誘致活動を進めていく。

更に、もう1社についても、1号用地の分割を前提に「名張市企業立地奨励金制度を活用した用地購入による企業立地」及び「将来的な用地取得時の優遇も含めた形での賃貸借による企業立地」の2案を提案するとともに、三重県と連携してトップセールスを行なう等の積極的な誘致活動を実施し、平成17年度末には立地協定を締結できるよう誘致活動を推進していく。

[平成17年度以降の進出を前程に誘致している企業]

年度	企業数	賃貸予定面積	見込年間売上額	雇用予定人数
平成17年度	1	11,830㎡	1,500,000千円	50人
平成17年度	1	30,000㎡	8,000,000千円	300人
計	2	41,830㎡	9,500,000千円	350人

8. 特定事業の名称

土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業

9. 構造改革特別区域において実施し又その実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し、地方公共団体が必要と認める事項

【事業名】 企業誘致活動事業

【事業内容】 滝之原工業団地への企業誘致活動については、竣工前の平成10年度よりアンケート調査及び企業訪問活動により継続実施しており、平成13年度から14年度にかけて企業誘致推進員を雇用し、製造業を中心に約1,200社の企業訪問による誘致活動を実施しました。その結果、数社と用地購入に向け具体的な協議を行いましたが、各社とも用地取得費借入によるバランスシートの悪化を懸念し、購入を断念されております。

そのため、今回、構造改革特別区域計画の認定を受け、土地開発公社において事業用定期借地制度を実施することで、企業の選択肢を拡充した上で、関西方面及び市内の企業、ゼネコン、銀行等を訪問し、より企業ニーズに即した形での企業立地を提案していくことで、企業誘致の早期実現を進めてまいります。

【事業名】 メディカルバレー構想事業

【事業内容】 三重県では、「メディカルバレー構想」として、医療・健康・福祉に関する多様な産業クラスターの形成により、もって活力ある地域づくりと県民の健康と福祉の向上を図っています。特に安価で適切な規模の事業用地が得やすく、大消費市場の大阪、名古屋へのアクセスもよく、既に医薬品製剤や化粧品などの事業所立地が増加している伊賀地域への医療・健康・福祉産業の創出と集積とともに、既に立地しているメディカル関連企業と、県内にある三重大学をはじめとする関連大学・学部との産学協働によるメディカル産業の高度化を図っているところであります。

名張市におきましても、伊賀地域の中核都市として、隣接の上野市と連携し、当該事業に積極的に取り組むとともに、三重県の支援、協力のもと、メディカル関連企業の誘致に努めています。

【事業名】 伊賀地域産業ステージ活性化対策広域連携事業

【事業内容】 2市5町村で結成している伊賀地域産業活性化対策広域連携協議会において平成14年度作成したホームページ「伊賀地域産業ステージマップ」を活用し、広く立地情報を提供するとともに、情報交換、調査研究を行い、伊賀圏域での誘致活動の活性化を図っています。

また、三重県の「メディカルバレー構想」への広域的な取り組みとして、メディカル関連商品に関する利用者（住民）と生産者のコラボレーションによる、消費者ニーズに対応した質の高い製品・サービスの供給に向けたシステムの構築や、三重県産業支援センターとの連携によるメディカル関連を中心としたベンチャー企業などの支援を行う地域プラットフォーム（総合的支援体制）システムの構築に向けての協議を積極的に進めています。

【事業名】 企業立地奨励金の交付

【事業内容】 平成14年9月14日をもって低開発地域工業開発地区指定の期限到来による特例措置の廃止されました。しかし、昨今の厳しい経済並びに雇用情勢下において、早急に雇用の拡大と市内産業の振興を図る必要性から、新たに市単独事業として平成15年1月1日より、名張市企業立地奨励金制度を施行いたしました。

本制度につきましては、雇用の確保及び市財政基盤の安定化という主旨の重要性を鑑み、市として最大限の優遇措置を講じる制度であり、具体的には市内に新增設を実施した製造業、倉庫業等の事業者のうち、一定の雇用要件等を満たしたものに対し、最大で用地費の1/2を奨励金として交付する制度となっております。

現時点では、本制度を利用し奨励金を交付した事業者はおりません

が、企業訪問等で広報につとめているところであります。その結果、市内外を問わず、事業者のみならず金融機関、ゼネコン等からも相談を受け現在数社と制度利用に向けて協議を行っています。

今のところ滝之原工業団地の用地購入を前提とした制度活用について具体的な協議をおこなっている事業者はありませんが、引き続き企業誘致活動において事業者に制度の説明をおこなうとともに、金融機関等において本制度を顧客への紹介も依頼し、興味を有する企業に対しては、金融機関等とともに速やかにトップセールスをおこなうなど、官民協働の企業誘致活動を迅速に実施することで、企業立地の推進を図ってまいります。

別紙

1 特定事業の名称

【番号】 403

土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

名張市土地開発公社

特区内に立地を希望する企業等

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定された日

4 特定事業の内容

名張市土地開発公社が公有地の拡大推進に関する法律第17条第1項第2号の規程により造成した土地の内、名張市滝之原工業団地（土地の表示下記）を工場、倉庫その他の業務施設の用に供するために事業用借地権を設定し、賃貸することにより、企業を誘致し、市内産業の活性化による産業基盤の拡充、及び雇用機会の拡大による職住近接の実現を図る。

（土地の表示）

名張市滝之原字義丁坊3889番1、名張市滝之原字火原谷3875番5・3875番18・3875番19、名張市滝之原5197番1・5198番2・5198番3・5198番4・5223番2

名張市滝之原字火原谷3875番21、名張市滝之原字内野4538番18、名張市滝之原5179番

名張市滝之原字火原谷3875番23、名張市滝之原字道久4714番1

5 当該規制の特例措置の内容

名張市土地開発公社が公有地の拡大推進に関する法律第17条第1項第2号の規程により造成した土地の内、名張市滝之原工業団地地区内に工場、倉庫その他の業務施設の用に供するため、賃貸による立地を可能にすることによって、企業の初期投資を軽減し、停滞している企業誘致の促進を図り、産業基盤の拡充及び雇用機会の拡大を推進することによって、本市並びに伊賀地域の健全な発展と秩序ある整備に寄与するものであると認められる。